

東京労働者組合本部

別紙(三)

決議

吾カ從業員ノ生存權ヲ無視スル者ハ本會  
リ無キ會社ニ對シ吾人ハ正義ノ爲メニ  
會社ト徹底的政争ヲ行フ  
期ス  
本會ト徹底的政争ヲ行フ  
期ス

昭和十二年六月二十日

東京労働者組合本部

別紙(四)

江東第二支部ニ使用ルル靖掃表

- 一 膳 部
- 一 本 部
- 一 命 令
- 一 四散業ニ移ルコト
- 一 賜暇表ヲ出スコト
- 一 厄夜三行コト
- 一 午前
- 一 午後
- 一 一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時
- 一 九時、十時、十一時

- 「公用」ト称ス
- 「マル」ト称ス
- 「材料」ト称ス
- 「年俸ラマル」ト称ス
- 「シテ前ノ説ヲ出シテ當シト稱ス
- 「追加スル」ト称ス
- 「アサ」ト称ス
- 「ヨル」ト称ス
- 「一ツ、ニツ、三ツ、四ツ、五ツ、六ツ、七ツ、八ツ、九ツ、十ツ、十一ツ、十二ツ」ト称ス